

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
パラオ	送電網整備計画のための贈与に関する日本国政府とパラオ共和国政府との間の交換公文	送電網整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,140,000千円 2027.8.31まで	2022.9.8 東京で (同日)	日本側 柄澤彰在 パラオ側 グスタフ・アイトロー タロー国務大臣	2022.10.18 354号
パラオ	パラオ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパラオ共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	100,000千円 -----	2022.10.25 エセール で (同日)	日本側 柄澤彰在 パラオ側 スライエーン・ピクトル 農業・漁業・環境大臣	2023.4.3 127号
パラオ	パラオ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパラオ共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	2022.12.21 コロール で (同日)	日本側 折笠弘維 パラオ側 スランゲル・S ・ウイア パラオ側	2023.2.10 79号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。